

兵高教組 2024年9月6日  
人労速報 No.1  
調査情報11号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

2024年度 第1回人事委員会交渉

# 学校で働く全世代の更なる引上げ、手当の拡大へ 未配置・多忙化解消、常勤講師の2級適用、介助員の雇用保障

9月5日、高教組と兵庫教組（小・中学校の組合）とともに県人事委員会勧告に向けた要求書を提出して、今年度の第1回人事委員会交渉をもちました。

国人事院は、32年ぶりの高水準の賃上げ勧告の一方で、地域手当、寒冷地手当、配偶者への扶養手当の削減を明言しており、予断を許さない状況です。

## 私たちの要求を反映した勧告・報告に

組合側から、両書記長が今年の人事委員会勧告に向けての要求書の趣旨説明をし、続いて参加者から勧告に対する要求を伝えました。（要旨）

○国勧告は、官民格差を初任給や若年層中心の配分だが、全世代への配分へ。

○再任用でも定年引上げの世代でも現役時代と労働内容は変わらない。「同一労働・同一賃金」を。

○常勤講師は正規と全く同じ働き方である。「同一労働・同一賃金」静岡市のように任用時から教育職2級適用に。

○教職員未配置は昨年よりも深刻な状況であり多忙化している。当面、会計処理、ICT機器への業務支援員の配置を。

○地域手当は兵庫県独自の方法をとっている。国に準拠して引き下げないように。

○国では寒冷地手当の兵庫への支給対象を外しているが、実情に応じた支給を。

○配偶者への手当を民間企業の半数が支給している実態から削減は許されない。



- 昨年度、非常勤講師には4月遅及がなく差別的である。また、広島のように全ての講師に一時金支給を。
- 時間講師も事前に教材準備や事後の振り返りをしている。京都のように1コマ50分に100分の賃金支給を。
- 昨年度、教員を除く職に精神疾患による病休を2年から半年に縮減された。教員以外の病気休職者も多いと聞いているので、元に戻すように。
- 病休のクーリング期間を1年ではなく、国並みの20日にするように。
- もともと介助員の病休は有給であったが、会計年度任用職員になって奪われている。権利を回復し病休の有給化を。

## 「人事委員会交渉」とは

公務員は労働基本権（ストなど争議権）が制約されており、制約の代償として「人事委員会」が労使の間の調整を行います。

公務の賃金は民間企業の賃金（民間は春闘を経て4月から給料が改定）が毎年反映され改定されます。国（国家公務員）の場合は「人事院」が4月時点での民間給与実態調査をおこない8月に勧告（民間と比較して「賃金を上げなさい」「休暇制度を改善しなさい」等）を出します。兵庫県でも4月時点での民間給与実態調査をおこない、8月の人事院勧告を参考に10月初旬に人事委員会勧告を出します。勧告で出された内容を基本に、県教委と組合で交渉をおこない、最終的に私たちの賃金が合意され、県議会で審議され決定（条例化）します。

そのため、「人事委員会勧告」で、私たちの要求がどのように内容に盛り込まれるかが重要です。私たちの組合は、現場の問題点や制度上の課題、働く上で改善すべき点を訴え、勧告に反映されるよう訴えています。

## 私たち教職員の給料決定までの流れ

5月 人事委員会が民間の給料を調査



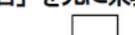
9月 人事委員会との交渉（計4回）



10月 人事委員会「勧告」



11月 「勧告」を元に県教委と交渉



12月 私たち教職員の給料が決定！！



○本県におきましては、現在、本年の公民格差や民間の一時金の支給状況について鋭意精査を行っております。

○中立かつ公正な第三者機関としての本委員会の使命を果たせますよう、本年の勧告報告に向けまして、本日申し入れのあった内容、趣旨、国他府県の状況も考慮しながら、適切な勧告、報告になるよう検討していきたい。

## 中村高教組中央執行委員長より

私たちは争議権を奪われている。その代償としての人事委員会は、私たちの味方だと思っている。「公平」に審議して、私たちを励ます勧告をどのように出して頂くのか私たちは大いに期待をしています。

## 古川人事委員会局長よりの回答

○具体的な回答ができる段階ではありませんが、皆様方からの要求は、現場の実情を踏まえた切実な声に基づくものと認識しています。

## 第2回人事委員会交渉

9月19日（木）17時～

各分会からの職場団体署名を！